

原山公園再整備運営事業
便益施設事業協定書（案）

平成 29 年 1 月 27 日

堺 市

原山公園再整備運営事業（以下「本事業」という。）のうち便益施設事業に関して、堺市（以下「甲」という。）と●●●（以下「乙」という。）は、基本協定書第6条第8項に基づき、次のとおり原山公園再整備運営事業 便益施設事業協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、便益施設事業に関して、乙が便益施設の整備及び運営の役割を担うことに基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「基本協定書」とは、甲と本事業のうちPFI事業に係る入札の落札者が平成29年●月●日付けで締結した基本協定書をいう。

(2) 「事業契約」とは、本事業のうちPFI事業の実施に関して、甲と●●との間で締結する事業契約をいう。

(3) 「事業期間」とは、本事業のうち便益施設の整備及び運営に係る事業の事業期間をいう。

(4) 「提示条件」とは、本事業のうち便益施設事業を実施する民間事業者の選定手続において、入札までに甲が公表し、又は甲から入札者が提示を受けた書面をいう。ただし、参考資料であるものは除く。

(5) 「入札説明書等」とは、平成29年1月27日付け原山公園再整備運営事業に係る入札説明書及びその添付資料、要求水準書及びその別紙、落札者決定基準、様式集など入札公告時に示した資料（その後入札までに公表されたそれらの修正を含む。）をいう。

(6) 「便益施設」とは、乙が本協定に従い整備運営する施設をいう。

(7) 「本件提案」とは、本事業の入札に係る落札者が提出した本事業のうち便益施設事業の実施に係る提案書類一式及び当該提案書類の説明又は補足として乙が本協定締結日までに甲に提出したその他一切の文書をいう。

2 前項各号で定義されない用語の意義は、入札説明書等で定義されるところによる。

（乙の業務）

第3条 乙は、提示条件を遵守し、本件提案に従い、事業期間において便益施設を整備し運営しなければならない。

(便益施設の整備用地)

- 第 4 条 乙は、便益施設の設置のため、甲から都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条第 1 項の設置許可を受けるものとする。
- 2 便益施設の敷地において埋蔵文化財、土壌汚染、地下構造物等の建設障害が発見されたときは、乙は甲に協議を申し入れることができる。
- 3 乙は、設置許可に付せられた許可条件を遵守するものとする。

(運營業務の期間)

- 第 5 条 便益施設の運營業務期間は、平成 32 年 7 月 1 日から平成●年●月●日までとする。
- 2 乙は、第 1 項の運營業務期間を延長することができる。この場合の最長延長期間は、●年とし、前項の運營業務期間の満了日の 4 か月前までに、市に対して、設置許可の更新を申し入れることとする。
- 3 前項の申入れを市が承認した場合、設置許可の更新を行うものとする。

(便益施設の設計・建設)

- 第 6 条 乙は、提示条件を遵守し、本件提案に従い、便益施設の設計及び建設を実施する。
- 2 乙は、便益施設の設計及び建設の進捗状況について定期的に甲に報告するものとし、便益施設の竣工時において、乙が整備した便益施設が本件提案に従って建設されていることについて甲の確認を受けるものとする。

(運営による収入)

- 第 7 条 便益施設の運営により得られる収入は乙の収入とする。

(甲の確認)

- 第 8 条 甲は、便益施設の運営状況について乙に説明を求めることができるほか、任意の方法で確認をすることができるものとし、乙は甲の確認の実施に協力するものとする。なお、甲は、かかる確認の実施により乙の便益施設の施設運営に与える影響が最小となるよう努めなければならない。
- 2 甲は、乙の便益施設の運営が提示条件又は本件提案から逸脱していると認めるときは、乙に改善を指示できるものとする。
- 3 乙は、前項の指示を受けたときは、指示の内容に従い業務を改善しなければならない。

(施設の増改築等)

第9条 乙は、第6条第2項の確認を受けた便益施設について、原則として、増改築等による現状の変更をしてはならない。ただし、乙は、本事業の目的の向上及び維持のため、便益施設の増改築等を行う場合は、甲に申請を行い、その承認を得なければならない。

(敷地の管理)

第10条 乙は、善良な管理者としての注意をもって、便益施設の敷地の維持保全に努めなければならない。

(設置許可の取消)

第11条 乙は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは甲が第4条第1項の設置許可を取り消すことができることを了解する。

- (1) 第5条第1項に定める運營業務の期間の始期に便益施設の営業を開始しないとき
- (2) 第8条の指示に従わないとき。
- (3) 第9条に反したとき。
- (4) 前条に違反したとき。
- (5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団密接関係者(堺市暴力団排除条例(平成24年条例第35号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。)に該当すると認められるとき。
- (6) その他、本協定の条項に違反したとき。

(施設の撤去)

第12条 乙は、運營業務の期間満了後(運營業務期間を延長した場合は、延長期間満了後)、速やかに、便益施設を撤去し、その敷地を更地(土地上の建物、工作物及び地下構造物を全て撤去し、整地した状態をいう。)にして甲に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合は、乙は便益施設の撤去は行わずに、甲又は甲の指定するものに引き継ぐものとする。

(甲の責任)

第13条 甲は、第11条により第4条第1項の設置許可を取り消したときにおいて、乙に損害、損失その他の費用負担が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

(権利義務の譲渡等)

第14条 乙は、本協定に基づき甲に対して有する債権につき、甲の書面による事前の承諾がなければ、譲渡及び質権の設定並びにその他の担保提供をすることができない。

(本協定の有効期間)

第 15 条 本協定の有効期間は、締結の日から第 4 条第 1 項の設置許可（更新されたものを含む。）の期間の末日までとする。ただし、設置許可が期間満了前に取り消されたときは、本協定も終了するものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第 16 条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(誠実協議)

第 17 条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙は誠意をもって協議により解決するものとする。

以上を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印のうえ、それぞれ各 1 通を保有する。

平成●年●月●日

甲：
堺 市

乙：
●●●